

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十四号

#### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「。以下「団体法」という。」を削る。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 広島県暴力団排除条例（平成二十二年広島県条例第三十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

第四条第二項第三号中「暴力団員」を「暴力団員等」に改め、同条第三項中「第三条第二項」を「前条第二項」に、「第三条第三項」を「前条第三項」に改める。

第五条第一項第四号中「一・一〇パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第十一条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十二条第一項中「第十一条第二号」を「前条第二号」に改め、同条第二項中「第十一条第一号」を「前条第一号」に改める。

第十七条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第一項中「取消し」を「取り消し」に、「附された」を「付された」に改める。

別表第一の一の項中「平成十六年政令第八十二号。」及び「、経営革新のための事業であつて」を削り、「適合する事業」を「適合する経営革新のための事業」に改め、同表の一の二の項中「、異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて」を削り、「適合する事業」を「適合する異分野連携新事業分野開拓に係る事業」に改め、同表の八の項を次のように改める。

八	企業合同事業	政令第二条第一項第二号ハからホまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するものであつて、知事が別に定める基準に適合するもの 一 省令第三十条第一項第二号の基準に適合する事業 二 省令第三十条第一項第五号の基準に適合する事業 三 省令第三十条第一項第六号の基準に適合する事業 四 省令第三十一条第一項第四号の基準に適合する事業 五 省令第三十一条第一項第七号の基準に適合する事業 六 省令第三十一条第一項第八号の基準に適合する事業 七 省令第三十二条の要件に該当し、かつ、省令第三十二条の基準に適合する事業
---	--------	--

別表第一の十三の項中「十一」を「十一の項」に改め、同表の十四の項中「十二」を「十二の項」に改める。

別表第三の十二の項中「三の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）、五の項」を「三の項、五の項（特定中小企業団体の行う事業に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。